

広島県告示第六十四号

昭和四十九年広島県告示第九百二十二号で指定した次の特定猟具使用禁止区域は、平成十九年十月三十一日指定を解除する。

平成十九年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

仁賀特定猟具（銃器）使用禁止区域